

南区の違反建築物に対して、是正措置命令を発令しました。

横浜市南区の違反建築物について、これまで建物所有者等に対して是正するよう指導してきましたが、是正されないため、令和4年7月7日付で、建築基準法第9条第1項の規定に基づき、是正措置命令を発令するとともに、同条第13項の規定に基づく標識を現地に設置しました。

1 建築物の概要

建築場所	南区六ツ川一丁目823番の10	
建物所有者	個人	
地域地区	第二種住居地域	
建築物の概要	用途	戸建て住宅
	構造	木造
	階数	地上2階
	延べ面積	約200㎡



2 違反の概要

本件建築物の一部は、構造耐力上主要な部分である基礎及び土台が設けられていません。その結果、自重、風圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造となっておらず、構造耐力上の違反となっています。

主な違反条項	建築基準法第20条	(構造耐力)
	建築基準法施行令第38条	(基礎)
	建築基準法施行令第42条	(土台及び基礎)

3 措置命令の内容

命令内容	本件建築物のうち、構造耐力上違反となっている部分の除却
命令発令日	令和4年7月7日
履行期限	令和4年9月30日

4 主な指導経過

平成 28 年 4 月 22 日	「今にも倒壊しそうな建築物がある」との情報提供あり
6 月 20 日	呼出通知書を送付
12 月 22 日	現地にて指導
	その後も繰り返し指導を実施
平成 30 年 3 月 13 日	是正勧告書を送付
10 月 10 日	是正勧告書を送付
平成 31 年 4 月 12 日	建築物の一部除却を確認
令和元年 11 月 27 日	建築物の一部除却を確認
	その後も繰り返し指導を実施
令和 3 年 8 月 27 日	是正勧告書を送付
	その後も繰り返し指導を実施
令和 4 年 6 月 13 日	建築基準法第 9 条第 2 項に基づく通知を送付
7 月 7 日	建築基準法第 9 条第 1 項に基づく是正措置命令を発令

5 今後の対応

建築基準法第 9 条第 13 項の規定に基づき、当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反对策課のホームページに掲載し、建物所有者に対して命令の履行を強く求めています。

お問合せ先

建築局違反对策課長 青木 淳 Tel 045-671-3855